

平成25年6月土佐清水市議会定例会会議録

第17日（平成25年7月11日 木曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 報告第3号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」から報告第9号「専決処分した事件の承認について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告7件並びに議案35号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第43号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案9件、計16件  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 14人

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 矢野川 周 平 君 | 2番  | 森 一 美 君   |
| 3番  | 小 川 豊 治 君 | 4番  | 西 原 強 志 君 |
| 5番  | 永 野 裕 夫 君 | 6番  | 岡 林 喜 男 君 |
| 7番  | 永 野 修 君   | 8番  | 岡 崎 宣 男 君 |
| 9番  | 瀧 澤 満 君   | 10番 | 岡 林 守 正 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君   | 12番 | 井 村 敏 雄 君 |
| 13番 | 橋 本 敏 男 君 | 14番 | 武 藤 清 君   |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

な し

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |        |
|--------|---------|------|--------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正 君 | 局長補佐 | 東 博之 君 |
| 議事係長   | 池 正澄 君  | 主 幹  | 平林 怜 君 |
| 主 事 補  | 岡崎 正嗣 君 |      |        |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                   |         |                              |         |
|-------------------|---------|------------------------------|---------|
| 市 長               | 泥谷 光信 君 | 会計管理者兼<br>会計課長               | 黒原 一寿 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員  | 浦中 伸二 君 | 企画財政課長                       | 山田 順行 君 |
| 総務課長              | 山崎 俊二 君 | 消 防 長                        | 濱田 益夫 君 |
| 消 防 署 長           | 西田 和啓 君 | 健康推進課長                       | 山下 毅 君  |
| 福祉事務所長            | 二宮 真弓 君 | 市 民 課 長                      | 岡田 敦浩 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長 | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長                    | 木下 司 君  |
| 産業振興課長            | 磯脇 堂三 君 | 産業基盤課長                       | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長           | 田村 和彦 君 | じんけん課長                       | 中山 直喜 君 |
| しおさい園長            | 中島 東洋 君 | 収納推進課長                       | 横山 周次 君 |
| 教育委員長             | 福重百合架 君 | 学校教育課長                       | 山本 豊 君  |
| 生涯学習課長            | 山下 博道 君 | 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 監査委員事務局長          | 中山 優 君  |                              |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成25年6月土佐清水市議会定例会第17日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前 11 時 09 分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から議案第 4 1 号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第 4 3 号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案 3 件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第 4 1 号から議案第 4 3 号までの議案 3 件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 1 号から議案第 4 3 号までの議案 3 件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第 4 1 号から議案第 4 3 号までの議案 3 件を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（岡林守正君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただ今、ご提案いたしました議案第 4 1 号から第 4 3 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、一般職及び特別職の給料削減のための条例改正であります。

提案理由の説明でも申しましたように、国は地方の行政改革の努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年度比較のみで、給与の引き下げ要請を行い、あわせて一方的に地方交付税を削減するという到底納得できない手法をとってまいりました。

しかしながら、財政基盤が脆弱で、防災・減災事業を喫緊の課題として取り組まなければならない本市にとっては、市民サービスに影響を与えかねない事態であり、苦渋の選択として職員組合に減額を申し入れたところです。

このたび、職員組合より同意が得られましたので、特別職とあわせて、本年 8 月から来年 3 月までの間の給料を減額する条例改正案を提案するものです。

議案第 4 1 号は、一般職職員の給料月額につきまして、行政職給料表 1 級、2 級の職員、給

料の100分の1.5、3級から5級の職員給料の100分の4.5、6級の職員給料の100分の6.5をそれぞれ減額するものです。

議案第42号は、市長の給料月額を100分の10、副市長の給料月額を100分の7、それぞれ減額するものです。

議案第43号は、教育長の給料月額を100分の7減額するものです。

以上につきまして、よろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第41号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第43号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件は、所管の委員会に付託し、審議願うことになっていきますので、この点、十分お含みの上、質疑なされますよう、特にお願いいたします。

議案第41号について、質疑の方はございませんか。

11番。

○11番（仲田 強君） 総務文教常任委員会で審議されるということで、41、42、43まとめて、減額としてどれぐらいの総額になるのか、それだけ答弁お願いします。

○議長（岡林守正君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） 約4,000万円の減額になります。

○議長（岡林守正君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

議案第42号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

議案第43号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第41号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の制定について」から議案第43号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から提出されております議案第41号の議案について、一部訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） 議案第41号につきまして、附則第9項のただし書き中、手当等について、もう少し明確にわかりやすい条例文にすべきという総務文教常任委員会のご指摘もいただきましたので、ただし書き中、「退職手当」を「手当」に訂正をするものです。

以上です。

○議長（岡林守正君） 議案第41号の一部訂正の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第41号の一部訂正の件を承認することにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号の一部訂正については、これを承認することに決しました。

この際、暫時休憩します。

午後1時53分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出報告第3号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」から報告第9号「専決処分した事件の承認について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」までの報告7件並びに議案35号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第43号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案9件、計16件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西原強志君。

(予算決算常任委員会委員長 西原強志君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(西原強志君) 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第35号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、3款1項2目13節 新しい道の駅開拓事業(起業支援型雇用創造事業)の内容について説明を求めました。

執行部によりますと、本事業については、昨年度までは、障害者の方々の雇用対策として、「さんごハウス」の活動のみであったが、本年度からは障害者の方や高齢者の方たちが農作業等に従事していけるように、幅を広くもたせ、在宅の方もこの事業に参画できるようにということで提案したものであり、この起業支援型の事業は、委託事業者が事業を立ち上げて10年未満が補助対象の条件で、道の駅を管理する団体は3年の実績があるため、条件もクリアしている。

委託期間は8月から来年3月末までの予定で、障害者の方たちの雇用の場を少しでも確保するため、事業を進めていきたいとのことであります。

委員からは、来年度以降も障害者の方たちの雇用の促進や、高齢者の生きがい対策として支援事業を続けていくよう要請いたしました。また、道の駅に委託するのであれば、福祉の観点だけでなく、産業振興課等との連携により、農業関係の充実につながるような取り組みも必要と思うとの意見も出されました。

同じく3款2項2目13節 新保育園舎新築設計委託料1,320万円について、随意契約か競争入札なのか、その方法、手順について説明を求めました。

執行部によりますと、指名型プロポーザル方式により行っており、現在、指名業者12社のうち、7社から提案していただける意思確認ができています。その7社の中で市内業者は1社となっている。契約までの手順としては、プレゼンテーションを含めた一次審査、二次審査を行い、一番点数の高い業者と最終確認作業を行った上で、委託契約を締結したいとのことであります。

これに対し、市内業者が1社というのは寂しいが、設計の段階から市内産材の導入を図れるような形で、できる限り地元の業者を活かせる方法を考えるよう要請いたしました。

同じく8款1項6目19節 ブロック塀等耐震対策推進費補助金、老朽住宅除去事業費について説明を求めました。

執行部によりますと、ブロック塀の除去補助金については、1件につき20万円の限度額で、

個人からの申請を南海地震対策係が窓口になって受け付ける。ブロック塀の除去のみならず、除去した後にフェンス等を設置した場合でも補助を行うが、石垣については補助対象外となる。また、申請がふえた場合も、継続して実施していきたいとのことであります。

補助の対象となる廃屋かどうかの判断基準については、木材等の老朽度に点数をつけて総合点で判断するとのことであり、了承いたしました。

2、報告第 3号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」

報告第 4号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号）」

報告第 5号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）」

以上、3件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ承認、原案のとおり可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

（総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（橋本敏男君） おはようございます。

今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第37号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

委員から、この条例の適用期日を4月1日にさかのぼることについて、少なくとも昨年の12月定例会で提案するべきであったのではないか。条例改正に当たって、市民への周知期間が必要であるとの意見が出されました。

これに対し、執行部からは市としての方針を明確にする手続きがおくれてしまい、今定例会での上程となったが、耐震診断を申請する際の自己負担金3,000円が無料となることは、市民にとって不利益はないものと判断し、適用期日を4月1日にさかのぼることとしたとのことであります。

委員から、今後、この種の議案については、市民に対し周知する期間を設ける形で提案するよう要請いたしました。

このほか、委員から津波からの避難ばかりが取りざたされているが、実際に居住している建物が倒壊したら、全てを失ってしまうので、この制度を積極的に活用できるよう、市民に対し周知を図るよう要請し、本件については採決の結果、全会一致で可決いたしました。

2、報告第 6 号「専決処分した事件の承認について（土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）」

報告第 8 号「専決処分した事件の承認について（固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

報告第 9 号「専決処分した事件の承認について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

議案第 36 号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 38 号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 39 号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、6 件については、特に意見もなく了承いたしました。

次に、本日付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

議案第 41 号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 42 号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 43 号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、3 件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ承認、原案のとおり可決いたしました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（岡林守正君） 産業厚生常任委員会委員長 永野 修君。

（産業厚生常任委員会委員長 永野 修君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（永野 修君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、報告第 7 号「専決処分した事件の承認について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」

議案第 40 号「財産の取得について」

以上、2 件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ承認、原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休 憩

午後 3時06分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君登壇)

○13番(橋本敏男君) 議案第41号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定について」反対の立場から討論を行います。

国は、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、異例の地方公務員給与削減を総務大臣通達によって要請をしてきました。

しかも、地方交付税から賃下げ分を一方的に削減するという手法で、これは要請などと言えるものではなく、地方の独自財源を国が一方的に奪い、賃下げを強要するというもので、地方交付税の趣旨に大きく反する行為であると言わざるを得ません。

市長提案理由説明でも、到底納得できるものではないと今回の国のやり方に怒りをあらわにしながらも、給与の削減はやむを得ないとして、今回の上程となったところであります。その理由は、地方交付税が削減されており、今後の行政運営に影響が出るからということですが、その削減幅、具体的には6,000万円を見込んで9,765万円余りの基金を取り崩し、25年度予算が議決され、成立しております。

また、一般質問で市長は、取り崩した基金についても、市民の血税で積み立てられているというもので、補填しなければならないとのことですが、市長の理屈から言うと、基金を取り崩した穴埋めは、職員の給与カットで補うということになります。

不足するのは一般財源で、給与ではないことを知っていなければなりませんし、何よりもそのような連鎖は断ち切るようにしなければなりません。国の戦略どおり、地方交付税の削減により、財政力の弱い自治体ほど影響を大きく受けることを見込んで、職員の給与を人質に政治を行うというのは、幾らなんでも筋の通った理屈とは言えません。

公務員の給与や議員の報酬削減と聞けば、意味も理解せず、ただただ手をたたいて喜ぶ風潮が一部世間にはありますし、負担は他人、サービスは自分などといった考え方も聞くところもあります。

職員は、みずからの給与が削減対象として国から示されている以上、それがどんな理不尽な主張であっても、主張しにくい状況にあることは想像に値するところでもあります。

今回の職員給与カット、平均で4.3%については、国のつけ回しを地方に求める大義のない行為であることは、執行部をはじめ、議員各位の共通認識であると思っています。

本市においても、地方交付税が削減され、一般財源への影響があったことも十分承知しておりますが、国の要請どおりに給与削減をして、対処するかどうかは別の問題であります。このような不条理に対して、応じるか否かの意思決定をするのは我々議会であり、今回のようなでたらめなやり方についての説明責任をしっかりと果たすことも、我々の使命であるというふうに思っています。

誤解のないように申し添えておきますが、私は職員の給与カットそのものに対して否定をしているわけではなく、今回のような道筋を間違えた政治手法が許せないものの1人です。

今、土佐清水市の財政状況の直面している問題は、来年の3月31日まで職員の給与をカットして済ませるような問題ではありません。本市の抱えている問題について、その経緯をしっかりと市民に説明した上で、市民とともに乗り越えるための抜本的な改革が必要で、その先頭に立ち、規範を示すのが議会の姿勢だというふうに思います。筋の通らない、理屈の通らないものについては断固として戦い、誇りある土佐清水市民の代表として、良識ある決定を切に望むものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

報告第3号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号））」を採決いたします。

報告第3号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号））」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、報告第3号は、承認されました。

次に、報告第4号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号））」を採決いたします。

報告第4号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第4号））」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、報告第4号は、承認されました。

次に、報告第5号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号））」を採決いたします。

報告第5号「専決処分した事件の承認について（平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号））」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、報告第5号は、承認されました。

次に、報告第6号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)」を採決いたします。

報告第6号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、報告第6号は、承認されました。

次に、報告第7号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」を採決いたします。

報告第7号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、報告第7号は、承認されました。

次に、報告第8号「専決処分した事件の承認について(固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を採決いたします。

報告第8号「専決処分した事件の承認について(固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、報告第8号は、承認されました。

次に、報告第9号「専決処分した事件の承認について(半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を採決いたします。

報告第9号「専決処分した事件の承認について(半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」に対する委員長の報告は、

承認であります。

報告第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、報告第9号は、承認されました。

次に、議案第35号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」を採決いたします。

議案第35号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第36号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第37号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第38号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対す

る委員長の報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第39号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「財産の取得について」を採決いたします。

議案第40号「財産の取得について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第41号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第41号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第42号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第43号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休 憩

午後 4時46分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4時47分 休 憩

午後 5時23分 再 開

○議長(岡林守正君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から同意案第2号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第2号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長（泥谷光信君） ただ今、提案いたしました同意案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、土佐清水市教育委員会委員の任命に伴う同意案であります。

平成21年7月17日より、教育長としてご尽力賜りました村上康雄氏が、6月7日に一身上の都合により退任されました。この間、同氏の教育振興に尽力された功績はまことに大きく、そのご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任といたしまして、弘田浩三氏を任命したいと考えます。

弘田氏は、昭和53年4月、東洋町甲浦中学校教諭として採用以来、大月町、橘浦小学校、檜西小学校、本市清水中学校の校長を歴任され、平成24年4月より四万十市八東中学校校長として職務に当たっています。

同氏の豊富な経験と実績に加え、人格・見識は教育委員として最適任者であると考え、ご提案申し上げる次第であります。

どうかご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。

直ちに採決いたします。

同意案第2号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、同意案第2号は同意されました。

日程第2、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたします。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、この6月定例会の開会以来、本日まで連日にわたり、熱心なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。

おかげさまで、ご提案をいたしました案件につきましては、適切なるご決定をいただき、心から感謝をいたしております。

今定例会は、私の就任直後の初めての議会でありましたが、皆様のご協力が無事に終了できますことを、まずお礼申し上げます。

同時に、この議会を通じて、市政全般にわたるご意見、ご指摘を受けた点につきましては、これを謙虚に受けとめまして、今後の行政運営に反映をさせてまいります。

また、人事案件につきましては、特にご配慮をいただきましたが、引き続き、皆様のご理解をいただけるよう、誠心誠意心して職務を遂行していきたいと存じます。

これからも初心を忘れることなく、市政発展のために全力を挙げて取り組んでまいりますの

で、皆様のなご一層のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに当たり、皆様におかれましては、いよいよ本格的な夏を迎えますが、特に健康に留意され、ますますご活躍されますことをご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岡林守正君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月25日に開会し、本日までの17日間にわたる会期でございましたが、本日ここに全日程を終了し、閉会の運びとなりました。

この期間中、議員各位のご熱心な審議により、各案件ともそれぞれ適切なる結論を得ることができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員会で出されました各議員の意見を尊重しつつ、市政各般における向上を期し、より一層の熱意と努力をあらわれることを希望するものであります。

申しおくれましたが、四国並びに全国市議会議長会から表彰、感謝状を受けられました議員各位の長年のご尽力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、さらに市民福祉の向上と市政発展のため、ご尽力くださいますようお願いをいたすところであります。

これから本格的な暑い季節を迎えますが、議員、執行部の皆様方には、健康に十分ご留意され、ご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、平成25年6月土佐清水市議会定例会を閉会いたします。（拍手）

午後 5時34分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員